

議案第10号

富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成24年条例第27号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月12日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第151条第13項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。